9　法第六十一条の二第五項に規定する補完的保護対象者認定証明書の様式は、別記第七十六号の二様式による。

10　法第六十一条の二第五項の規定による補完的保護対象者の認定をしない旨の通知は、別記第七十六号の二の二様式による通知書によつて行うものとする。

（在留資格に係る許可）

第五十六条　［略］

2　法第六十一条の二の二第二項に規定する許可に関する決定は、別記第七十六号の二の三様式による決定書によつて行うものとする。

［3～5　略］

（仮滞在の許可）

第五十六条の二　［略］

［2～7　略］

8　第五十五条第五項の規定は、第六項の申請について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「第六項」と読み替えるものとする。

（難民の認定等の取消し）

第五十七条　法第六十一条の二の七第三項の規定による難民の認定の取消しは、別記第七十七号様式による難民認定取消通知書によつて行うものとする。

2　法第六十一条の二の七第三項の規定による補完的保護対象者の認定の取消しは、別記第七十七号の二様式による補完的保護対象者認定取消通知書によつて行うものとする。

（難民の認定等を受けた者の在留資格の取消し）

第五十七条の二　［略］

（難民審査参与員の指名等）

第五十八条の三　［略］

2　法務大臣は、前項の指名をしたときは、指名した難民審査参与員の参集を求め、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を示すものとする。

［項を加える。］

（在留資格に係る許可）

第五十六条　［同上］

2　法第六十一条の二の二第二項に規定する許可に関する決定は、別記第七十六号の二様式による決定書によつて行うものとする。

［3～5　同上］

（仮滞在の許可）

第五十六条の二　［同上］

［2～7　同上］

8　第五十五条第三項の規定は、第六項の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六項」と読み替えるものとする。

（難民の認定の取消し）

第五十七条　法第六十一条の二の七第二項の規定による難民の認定の取消しは、別記第七十七号様式による難民認定取消通知書によつて行うものとする。

［項を加える。］

（難民の認定を受けた者の在留資格の取消し）

第五十七条の二　［同上］

（難民審査参与員の指名等）

第五十八条の三　［同上］

2　法務大臣は、前項の指名をしたときは、指名した難民審査参与員の参集を求め、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を示すものとする。

一　法第六十一条の二の九第一項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる処分についての審査請求　当該処分の理由を明らかにした書面並びに当該処分の基礎とした書類及び資料	一　法第六十一条の二の九第一項第一号又は第三号に掲げる処分についての審査請求　当該処分の理由を明らかにした書面並びに当該処分の基礎とした書類及び資料
二　法第六十一条の二の九第一項第二号又は第五号に掲げる申請に係る不作為についての審査請求　当該不作為の理由を明らかにした書面、当該申請をした者が提出した書面及び当該申請に係る第五十九条の二第一項の調書その他の法第六十一条の二の十四第一項の規定による調査の結果を記載した書面	二　法第六十一条の二の九第一項第二号に掲げる申請に係る不作為についての審査請求　当該不作為の理由を明らかにした書面、当該申請をした者が提出した書面及び当該申請に係る第五十九条の二第一項の調書その他の法第六十一条の二の十四第一項の規定による調査の結果を記載した書面
［3・4　略］	［3・4　同上］
（難民旅行証明書）	（難民旅行証明書）
第五十九条　［略］	**第五十九条**　［同上］
2　前項の申請に当たつては、第五十五条第三項に掲げる書類及び難民認定証明書を提示しなければならない。この場合においては、第五十五条第三項後段の規定を準用する。	2　前項の申請に当たつては、第五十五条第二項に掲げる書類及び難民認定証明書を提示しなければならない。この場合においては、第五十五条第二項後段の規定を準用する。
［3～5　略］	［3～5　同上］
6　第五十五条第五項の規定は、第一項の申請について準用する。	6　第五十五条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。
（権限の委任）	（権限の委任）
第六十一条の二　［略］	**第六十一条の二**　［同上］
2　法第六十九条の二第二項の規定により、次に掲げる出入国在留管理庁長官の権限は、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、第一号（法第九条第二項に規定する権限に限る。）、第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号から第十四号まで、第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる権限については、出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。	2　法第六十九条の二第二項の規定により、次に掲げる出入国在留管理庁長官の権限は、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、第一号（法第九条第二項に規定する権限に限る。）、第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号から第十四号まで、第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる権限については、出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。
［一～十七　略］	［一～十七　同上］
十八　法第六十一条の二の七第四項に規定する権限	十八　法第六十一条の二の七第三項に規定する権限
［十九・二十　略］	［十九・二十　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。